

「亜鉛含有量に係る排水基準の見直し案」及び「ほう素等3項目の排水基準に係る経過措置の見直し案」に対する府民意見等の募集結果及び水質規制部会の見解について

- 1 募集期間 平成19年10月2日(火)～平成19年11月1日(木)
- 2 提出件数 亜鉛含有量に係る排水基準の見直し案に関するもの
1通(団体:1通) 1件
ほう素等3項目の排水基準に係る経過措置の見直し案に関するもの
0通
- 3 意見等の内容と部会の考え方

番号	意見等の内容	意見等に対する部会の考え方
1	<p>当社は、府の指導も受け、亜鉛排水基準を2mg/L以下にするよう努力していますが、正直かなり厳しい現状です。その理由として、当社はバレルめっき設備の比率が多く、対策を講じていますがどうしてもめっき槽からめっき液の汲み出しが多く、亜鉛の濃度に問題が出ていると考えられます。</p> <p>排出基準をクリアするために、当社現行の排水処理設備を改善するとしたら、府もしくは国の方で資金の融資・補助などが必要です。</p>	<p>バレルめっきは電気めっきの一手法ですが、電気めっき業については、水質汚濁防止法の排水基準設定においても暫定排水基準が設定された業種であり、今回の上乘せ条例等の排水基準の見直しに当たっても、原水濃度が高いことや錯体形成による処理の難しさ等の特性を踏まえて、一律基準の2mg/Lに対して5年間は5mg/Lの暫定排水基準を適用することが適当としています。</p> <p>排水処理装置の設置を含む環境保全上の対策は、基本的には「汚染者負担の原則」に基づき、対策費用についても事業者の費用負担のもとに実施されるべきものと考えます。</p> <p>なお、中小企業者の講じる環境対策を支援するために設けられている下記の府や国の低利融資制度を活用することも、対策を推進するために効果的であると考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府中小企業制度融資要綱に基づく制度融資 ・国民生活金融公庫の事業資金融資